DC プランナーのためのスキルアップ塾②

「スキルアップ企業年金」

DC改正法関連の7月施行項目について

~運営管理機関による 運用商品開示と 今後の対応~



JPアクチュアリーコンサルティング株式会社 代表取締役

黒田 英樹(くろだ ひでき)

プロフィール/大和銀行(現りそな銀行)入行後、PWC コンサルティングを経て、2000年JPアクチュアリーコ ンサルティング株式会社を設立し、現職に。年金数理 人、日本アクチュアリー会正会員。

2016年に改正された確定拠出年金法等 の一部を改正する法律(平成28年法律第 66号)により、「事業主による運営管理機関 の評価」が2018年5月から努力義務とされ ました。これを支援する形で、2019年7月 には「運営管理機関による運用の方法の 公表 | が義務づけられ、また、個人型DC (iDeCo)の普及拡大の観点から「運営管 理機関業務の兼務規制の緩和は施行さ れています。

●運営管理機関業務の兼務規制の 緩和 (2019年7月施行)

確定拠出年金運営管理機関は中立的立 場で業務を行う必要があるため、金融機関 の営業職員が運用関連業務(運用商品の 選定・提示・情報提供)を兼務することは 禁止されてきました。このため、金融機関 の窓口では、iDeCoの申込者に対して運用

商品の説明を行うことができずコールセンタ - 等を利用せざるを得ませんでしたが、今 後は一定の要件の下、運用商品の提示およ び情報提供を行うことが可能となり、加入 者の利便性が向上します(図表1参照)。

●事業主による運営管理機関の 評価 (2018年5月施行)

① 導入の背景

確定拠出年金の目的は、加入者が自己 の責任において運用の指図を行い、老後 所得の充実を図ることです。そのためには、 ①厳選された運用商品の選定と提示、② 加入者自身の運用力の向上、③情報開示 の徹底、を進めることが必要で、以下の改 正が2018年5月に施行されました。

- 商品の要件見直し(元本確保型が必須で はなくなった)
- 商品数の上限設定(35以下)

● 商品除外ルールの整備

- 指定運用方法の整備
- 事業主による運営管理機関の評価 (努力 義務)
- 投資教育の強化 (継続教育の努力義務)

運用商品の選定・提示は運営管理機関 に委託されていますが、法改正以前は商品 の入れ替えが実質的に困難(注1)であった こともあり、その見直しは商品追加を除いて ほとんど実施されませんでした。その結果、 パフォーマンスの優れないアクティブ商品や 手数料の高いパッシブ商品が多くの制度 で提示され続けています。こうした状況の 改善を目指し、商品除外ルールが整備され るとともに、事業主には少なくとも5年ごとに 運営管理業務の評価・検討を行い、必要 に応じて運営管理機関の変更や必要な措 置を講じるよう努めることが義務づけられ ました。

(注1)法改正以前の掛金に係る運用商品の 除外には対象者全員の同意が必要、以降 の掛金に係る除外は対象者の3分の2以 上の同意で可能。

② 評価の方法

運営管理機関の評価は加入者への忠 実義務の観点から企業が主体的に行い、 業務について運営管理機関との対話を通 じて改善していくことを目指しています(右 ページト、図表2参照)。

評価項目は企業ごとに設定しますが、少

なくとも以下の項目について、運営管理機関 から報告を受け評価を行い、それらを加入 者に開示することが望ましいとされています。

最低限の評価項目

(1) もっぱら加入者等の利益のみを考慮しているか ●商品の多くが1金融グループに属する場合 ●他の同種の商品よりも劣っている場合 (運用成績、安全性、手数料や解約時の扱い) ●商品ラインナップの商品の手数料開示 (開示項目、分かりやすさ)

② 運用商品のモニタリングの内容とその報告

●商品追加や除外の依頼を拒否する場合

③ 加入者等への情報提供が分かりやすく行わ れているか (運用報告書、コールセンター、WEB)

④ その他(以下を評価項目に加えることも可) 組織、運営体制、(投資教育等) 付随サービス

評価の中核は、自社プランで選定・提 示されている商品が優れたものなのか、と いうことですが、この判断には他の運営管 理機関も含めて、一般に提示されている商 品の詳細な情報が必要と言えます。

●運営管理機関による運用の方法 の公表 (2019年7月施行)

事業主による運営管理機関の評価が 円滑に実施できるよう、運営管理機関は、 自ら選定・提示した運用商品について以 下の事項をインターネットにより公表するこ とが、義務づけられました。

開示項目

- 1 期待リターンおよびリスク
- 2 拠出単位および上限があればその内容
- 3 利益の分配方法
- 4 過去 10 年間の運用実績
- 5 持ち分の計算方法
- 6 運用商品の手数料およびその負担方法(一 覧表示)
- 7 預金保険制度、保険契約者保護制度の対 象、その内容に関する事項
- 8 金融商品販売法における重要事項
- 9 その他必要な事項

上記項目は、これまでも自社プランの商 品について開示されていましたが、他社に 提供されている商品内容の確認、手数料

Skillur 図表 2 事業主による運営管理機関の評価 ②5年に1回運営管理機関を評価 事業主 ① 報告 ③ 報告内容と評価内容の開示 ④ 対話を通じた 業務改善 運営管理機関 加入者等 ● 運用商品の提示 ● 情報提供 ● 投資教育等

については一覧で知ることができることとな りました。

●今後の課題

企業型DCの運営管理機関大手10社 について調査したところ、次のような課題 も見えてきます。

① 選定・提示商品の多さ

1社平均274商品提示されており、理由は さまざまであるにしても同一カテゴリーの商 品も多く、まさに企業が運営管理機関との 対話を通じて商品除外を進めていく必要が ありそうです

② ベンチマークの統一

確定給付企業年金の運用におけるベン チマークは、「配当込み」でおおむね統一さ れていますが、DCの投資信託では「配当 除く」なども多く見られます。このため、ベン チマーク比の実績だけを見ても、商品の良

し悪しはまったく判断で きません。

③ 商品一覧の見やすさ

運用商品(手数料)の 一覧提示が義務づけら れましたが、当該ページ に至るまでの容易さや ページの利用しやすさ には、大きな開きが見ら れます。一覧の利用し やすさは、運営管理機 関評価の第一歩とも言 えますので、改善が望ま

れるところです。

確定拠出年金は制度創設以降、資産 運用面では大きな改正が行われることな く今日に至りました。今回導入された運営 管理機関の評価も、特段新しい施策では なく事業主の忠実義務の観点では、もとも と実施すべき事項とも言えます。

他の企業年金では運用機関の間で常 に競争が行われ、競争力のない商品は淘 汰されていますが、DCでもやっとこうした 時代が始まったと言えます。今回の改正 により加入者利益の拡大を目指す枠組み は出来上がったものの、その効果は関係 者の努力無くしては得られません。図表3 のように運用利回り(手数料)の差異によ る積立金の差は小さくはありませんので、 制度の見直しにゴールはなく、今後も続く ものと言えます。

図表3 報酬率の差による積立金への影響

●毎月1万円の積み立て

(単位千円)

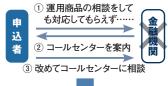
年数	掛金年額	元本	残高①	残高②	残高③
0	120				
10	120	1,200	1,327	1,334	1,361
20	120	2,400	2,945	2,976	3,104
30		3,600	4,917	4,997	5,334

■ 500 万田の移場

(単位十円)								
年数	掛金年額	元本	残高①	残高②	残高③			
0		5,000	5,000	5,000	5,000			
10		5,000	6,095	6,155	6,400			
20		5,000	7,430	7,577	8,193			
30		5,000	9,057	9,327	10,488			

(注) ① 運用利回り: 2.0% 報酬 0.1% の差 ② 運用利回り: 2.1% ③ 運用利回り: 2.5% 報酬 0.4% の差

図表1 兼務規制緩和による利便性の向上



加入希望者への説明は、金融機関のコールセンターにて 専用スタッフが対応していた。

今後は一定の要件の下、運用 商品の相談が可能となる。

者 専門の営業職員がパンフ レットを下に運用商品の 説明を行う。

【一定の要件】

- 業務管理体制の整備(法令遵守のための社内規則の整備、研修等)
- 営業職員による特定の運用商品の推奨禁止 ●特定の運用商品に係る情報提供の禁止(商品一覧による情報提供は可能)
- 提示される運用商品全体の適切性確保(運用商品の公表)

加入前の者に対する適切な行為の確保

- 法令に基づく運用商品の情報提供として行う行為であることの説明
- ① 運用商品の情報提供を運営管理機関の立場で行うこと
- ② 特定の運用商品の推奨は行うことができないこと